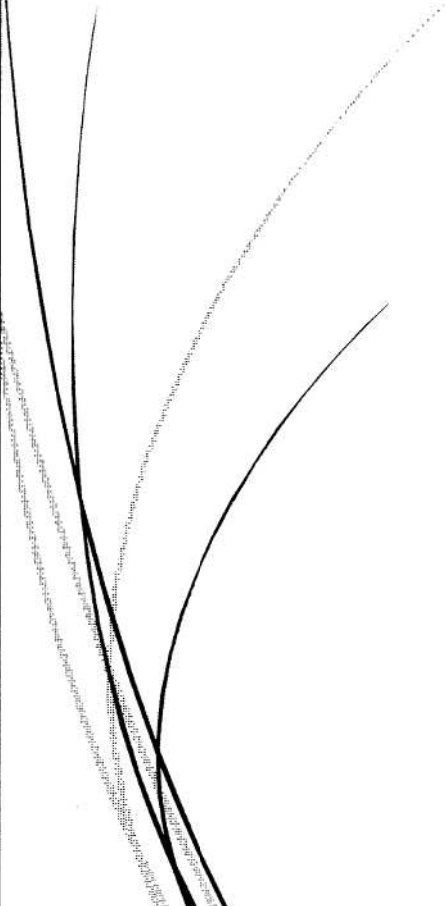




[令和6年9月9日]

業務計画書

江別市都市と農村の交流センター



非営利活動法人
えべつ江北まちづくり会

業 務 計 画 書

1 市民の平等利用確保

(1)施設を管理・運営する際の基本的な方針について

8年間、指定管理者として様々な工夫をしながら、農村地域と江別市街地をどう繋げていくかを模索しながら運営してきました。

多くの人が集う拠点、農業と食を発信する拠点として「えみくる」に江別市、道央圏だけではなく、道内、道外からの見学や視察も増えてきているのは、農村地域へ人を呼び込む交流の拠点として、どう地域づくりへ繋げていくのかが注目されているからだと感じます。

この地域づくりということを重点に置きながら、人を呼び込むために研修場所としての利用は当然ですが、体験できる、楽しめる、笑顔が溢れる交流拠点としていきたいと考えます。

江別市都市と農村の交流センターが全ての人を繋げる農業、食、地域を守る中心の拠点となることを目指します。

都市と農村の交流拠点施設建設基本構想を遵守しつつ、施設の特性を最大限に生かし特色があり、かつ質の高いサービス提供に向けて新たな挑戦をしていきます。

私たちえべつ江北まちづくり会は

- ① 市民及び関係団体との連携・協働のもと、「食と農」「食と健康」をテーマに魅力ある事業の展開
- ② 公共施設として、江別市都市と農村の交流センター「えみくる」のキャッチフレーズを前面に標記し、公正・平等な管理運営の推進
- ③ 利用者の安全・安心を優先した施設環境づくりと施設周辺の美化に努め、札幌圏や道央圏住民の憩いの場所の提供
- ④ 6次産業化や食育の研修の拠点としてモデルケースとなる事業を柔軟に取り入れた活動の展開
- ⑤ 施設を最大限活用したスポーツ振興、技術、福祉活動等の支援

を基本方針とし、以下の5つの目標を掲げ都市と農村の交流拠点を構築します。

【5つの目標】

- ・「食」と「農」により学びと活力を生み出す新たな体験・交流ができる拠点
- ・スポーツ活動、スタートアップ企業等を支援する拠点
- ・高齢者や障がいのある方が明るく生き生きとなれる活動の拠点
- ・歴史と文化の交流ができる拠点
- ・地域活性化支援の拠点

(2)利用者の平等利用確保について

公の施設としての基本原則である利用者の平等利用を確保することに努めると共に職員の法令遵守とコンプライアンスの徹底を図ります。

① 法令遵守とコンプライアンスの徹底

江別市都市と農村の交流センター条例、同施行規則及び関係法令等の規定を遵守しコンプライアンスを徹底することで、不当かつ差別的な取り扱いにならないことそして、電話受付や窓口対応をいつも笑顔で接客することを常に職員で共有化を図るものとします。

② 中立的な利用確保

この施設は農村地域農業者の集会所や江別市内外の利用者の健康増進等のコミュニティー機能を有し、無料利用などの優遇を図りつつ運営していますが、利用者の意見も取り入れながら全ての利用者に対し公平、平等に対応します。

③ 高齢者や障がいのある方などへの配慮

高齢者や障がいのある団体・個人の方々に食育事業やスポーツ活動等の利用を積極的に声掛けし促していきます。更には自治会等の活動にも利用を促し、高齢者の認知予防や広い世代に興味を持ってもらう料理教室などの特色のある企画を実施していきます。また、障がいのある子供たちに夏や冬のイベントに出演してもらう機会を設け、楽しい時間を共有していきます。

今後も来館時の送迎をはじめ車いすの提供や手伝いにも協力して、来館者が楽しく過ごすことが出来るようスタッフ一同協力体制を組んでまいります。

(3)個人情報保護方策について（情報公開に係る指針）

えべつ江北まちづくり会は、施設運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いは江別市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連法令の遵守を徹底します。

個人情報の漏洩を防止するため、情報セキュリティの徹底を図ります。

また、知り得た情報の重要性を認識し、特に個人情報に関しての取り扱い、管理に対しては特に配慮が必要であることから、持ち出さない事は当然ですが、保有する必要がなくなった個人情報は確実に破棄するなど厳格に管理します。

漏洩防止対策を図るため、マニュアルを作成し以下の対策を講じてまいります。

◎保護対策

- ・個人情報の取り扱いについては、センター長を個人情報保護責任者として、情報の漏洩や改ざん、紛失、き損などの防止に関する職務を統括します。また、個人情報保護の取り扱いが適正に行われるように、定期的に個人情報保護責任者による点検及び聞き取り調査を行います。
- ・個人情報を収集する場合には、使用目的を明示し、目的の範囲での取り扱いとします。
- ・調理実習及び6次産業化に向けた事業、研修講座などの受講者名簿などの個人情報が記載された文書は、鍵のかかる場所に保管し、持ち出しを禁止するとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に破棄するなど厳格に管理します。
- ・パソコンのパスワードの設定、ウイルスセキュリティソフトの導入、USBメモリ等による持ち出し禁止など、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

2 施設の効用発揮

(1)施設の利用促進手法について

食育や健康向上、各種のイベント事業、スポーツ振興や施設の利用方法の拡大などを通し、地産地消のPRと多くの人達が集まることによる付加価値を創出し、活性化に結び付けます。

【各施設の利用】

ア. 研修室

各種研修や簡単なスポーツ（体操・ヨガなど）にも利用され、ドローン座学講習など定期的開催されています。また、研修室A、Bは解放するとホールと一体化することが可能であるため、イベントに便利に活用していきます。

イ. 体育室・野球場

スポーツやイベントの他にドローンの飛行や気球のメンテナンス等にも活用していきます。

ウ. 調理実習室・テストキッチン

指定管理者として飲食の許可を取得しており、イベント等で江別の農産物を使用した料理を提供することにより、その美味しさを知ってもらい、江別市のPRを図っていきます

具体的には以下の施策を積極的に実施することにより、利用促進を図ってまいります。

① 6次産業化の取り組みについて

- ・地元の農業者及び一般事業者の商品化に向けた支援をします。
- ・漬物、豆腐作りなど地元の食材を活用した料理講習会を開催します。

② 子供たちや一般、高齢者の食育事業の取り組みについて

- ・小学生の食育事業では、市経済部と共に市内小学生によるピザを実際に作っての体験事業等を定期的実施しており、今後も継続していきます。
- ・大学生の食育事業については、市内酪農学園大学や教育大学札幌校との協力のもと稲の田植え体験や草取り体験、保育園との食育、稲刈り体験などを通して実践的な活動をしてまいりましたが、現在コロナ禍以降中止となっており、今後大学側と協議し、再開に向けて調整してまいります。
- ・一般食育事業については、一般市民の参加による料理教室を開催していますが、最近プロや同好会の協力により、そば打ち教室や豚丼教室、お菓子作り等、バラエティーに富んだ企画を増やしています。今後は市内のお店の協力を得て地元の料理を知ってもらうため、料理教室の魅力アップを図っていきます。
- ・高齢者の食育事業は、新型コロナ禍の影響により、現在も再開していませんが、今後は江別地域包括センターの協力のもと自治会の老人クラブの皆さんと認知症予防の対策と健康をテーマに研修会等を実施していきます。

③ 農家や市民に役に立つ研修会の実施

農家の方や市民の興味があること、役に立つこと等の題材をテーマに研修会を開催し、健康、安全、趣味の拡大に貢献していきます。

- ・ A E Dの取り扱いに関する研修
- ・ 衛生管理などの研修
- ・ 有機野菜の作り方研修 等

④ グリーン・ツーリズム、歴史と文化交流事業について

- ・ グリーン・ツーリズムの体現

ピザ窯を活用した親子ピザづくりや市内小学生のピザやパスタを実際に作っての体験により江別特産の小麦を理解し、その美味しさに気づくことで、徐々にではありますが消費に繋がっているものと考えています。また、BBQコーナーに設置しているピザ窯の利用も増えてきており、初めて自ら作って熱々のピザを頬張り、その香ばしさに感動される方もおり、ピザ文化定着の成果が徐々に出てきていると感じています。今後も積極的な利用促進を図っていきます。

- ・ えべつ式縄文土器づくり

江別の焼き物風土のレンガの良さに身をもって体験できる縄文土器の作製及び野焼き体験を少年野球場建設による野焼き場撤去やコロナ禍の自粛もあり中止していましたが、令和5年度に再構築し開催しました。今後も継続実施してまいります。

- ・ 夢祝（ゆめほぐ）江別・江北地域写真展

江別・江北地域を中心に、江別にゆかりのある風景や野鳥などを撮った写真展をアマチュアカメラマンの協力により毎年開催しています。江別市周辺の魅力再発見の場として、個人の趣味の発表の場として認知されてきており、今後も多くの方に出品していただき、魅力のある写真展としていきます。

- ・ 花いっぱい運動

「えみくる前庭」にある花壇にお花を植えています。6月に江北地区の住民のお手伝いをいただき、北光保育園の園児や北光小学校の児童と一緒に花苗を花壇いっぱいに植えつけ「えみくる」の景観向上と憩いの場となりました。今後も継続して実施してまいります。

⑤ 施設を活用した支援

施設を気持ちよく利用してもらうため、掃除、草刈り、花壇の花植え、メンテナンス等を日々実施していきます。

ア. スポーツ振興

- ・ シニアに向けては「えみくる杯」を冠した野球大会を開催し、壮年・高齢者の活力増強や生きがいの場を設けており、今後も継続していきます。
- ・ 新たにできた少年野球場に休日には選手の活躍のほか、木製遊戯場が応援のため来場した幼児を連れた家族の憩いの場となっており、今後も活用していきます。
- ・ 子供たちに体育室でのスポーツとBBQコーナーを併せた利用を促し、健康と食、文化体験の場としていきます
- ・ 北海道でも国際大会が開催されるなど、現在注目されているスポーツ「モルック」の

イベントへの参加や講習会の開催などを誘致し、江別市での普及を支援していきます。

イ. 新たな利用方法の拡大

- ・全国の業者、団体からの問い合わせもある等、ドローンの飛行訓練や資格取得の施設として野球場や体育室の利用が増加しており、今後ドローン飛行訓練のメッカとしていきます。
- ・スポーツだけではなく、野球場や体育室を利用した技術確認やメンテナンスの場としての利用を働きかけていきます。

⑥ 交流事業について

都市型農業が特徴である江別市は、札幌市と隣接する地理的条件を有効に活用しこの施設を利用してもらうことが大切と考えます。そのためにも付加価値をつけ多くの人達が集まることにより、地産地消のPRと地域活性化に結び付く各種イベント事業などを実施してまいります。

・江北ふれあい祭り（冬）

・サマーフェスティバル（夏）

⑦ 広報活動の取り組み

地元北海道新聞や民間の広報紙まんまる新聞、江別市のえべつコレクション、広報江別、などの活用に加えホームページやSNSなどの活用や「じゃらん」、「えべナビ」などの広報誌や広報チャネルを組み合わせた情報発信に取り組み、「えみくる」を江別市周辺だけではなく、北海道、日本全国に知ってもらい、多くの方が利用してもらえる施設となるよう取り組んでいます。また、館内の施設内をGoogle Maps（館内ビュー）に掲載することで施設をPRする施策も令和6年度に始めました。今後も更なる発信力の強化を図ってまいります。

(2)利用者サービス向上策について

利用者の声を聴くように努めます。また、職員間で連携し、毎日の打合せ等で改善策等を明確にしていきます。施設環境は当然のこと、居心地の良い環境づくりに努めます。

また、予約受付時には利用する内容等を正確に確認し、納得して楽しく利用していただけるようにします。

施設利用者へのサービス向上については、以下の考え方に基づき取り組みます。

ホスピタリティ精神（おもてなしの心）を持って、市民サービスの向上を考え、多様化、複雑化する市民ニーズに対応し、快適かつ居心地の良い施設の提供と優しく利用しやすい施設環境づくりの実現を目指します。

①快適かつ居心地の良い施設の提供

ア. 施設を常に清潔に保ち、利用者が気持ちよく利用できるようにします。

- ・日常点検及び月例打合せにより清掃業務内容を確認します。
- ・イベント開催時などにおけるごみ箱の状況やトイレの汚れを確認し、適宜対応します。日常清掃と特別清掃（ワックス塗布）を実施します。
- ・調理実習室及びテストキッチンにつきましては、安全衛生に特に注意すると共に定期的に専門的な清掃業者による清掃及び除菌を行い、細菌発生等に十分注視し管理します。

- ・湿気が溜まりやすい場所の維持管理については、換気、乾燥に努めるとともに、必要時には消毒を実施し、維持管理を徹底します。
 - ・ガラスや網戸の清掃を随時実施します。
 - ・駐車場の落ち葉清掃や前庭などの草刈り、樹木剪定など周辺環境を整備します。
 - イ. 施設内で活動が快適に出来るよう、各所の温度を確認し適切な温度管理をします。
 - ウ. 施設内の体育室床塗装（ポリウレタン塗布）を行い、床表面の光沢を保つとともに、スポーツ活動時に必要な「すべり」を最適な状態に保ちます。
 - エ. 施設内の照明は、適切な明るさを保ちます。
 - オ. 受付においては、接遇のホスピタリティ向上と事務手続きの迅速化、簡略化を心掛けるとともに、施設や行事の案内、来館者の様々な問い合わせに職員が誠意を持って対応することを徹底します。
 - カ. 健康増進法の趣旨に基づき、受動喫煙を防止するため敷地内全面禁煙を徹底します。
 - キ. 施設内のエントランスやラウンジ、受付窓口に花や観葉植物を配置し、利用者の気持が和らぐように施設管理します。
- ②優しく利用しやすい施設環境づくり
- ア. 開放においては、複数のスポーツ種目や各種の事業活動に触れることができる環境を提供します。
 - ・体育室では、バスケットやバドミントン、バレーボール、卓球、ドローンなどが出来るよう環境整備を徹底します。また、文化活動にも活用できるように開放します。
 - ・施設利用者に、スポーツ用具を無料で貸し出します。
 - ・研修室では、親子で出来る柔軟体操やヨガなどができるように開放します。
 - ・屋外施設においては、野球やドローン操作研修、芝生の上でのＢＢＱや木製遊戯場などが活用できるよう環境整備をしていきます。
 - ・障がいのある方も気軽に来館し、活動できるよう声かけを行い、車椅子の補助や誘導を積極的に実施することで気持ちよく利用してもらいます。また、玄関に段差のないスロープを設置するよう要望していきます。
 - ・研修室及び調理室においては、広く活用していただくため、親子で楽しむ企画を提供します。
 - イ. 災害支援型の自動販売機を設置して、災害時の無料提供及びデジタル文字情報を遠隔受信できる情報源として活用し、利用しやすい環境づくりをしていきます。
 - ウ. 情報コーナーを設け、必要な情報や有益な情報の提供、ＰＲをしていきます。
 - ・ロビーに当館の予定内容及び他の施設で行う行事予定や利用案内を掲示します。
 - ・大型モニターのサイネージシステムを採用して、リアルタイムに活動内容や事業の案内、江北地域の案内などをしていますが、今後も内容を充実していきます。

(3)施設の効率的運営のための方策について

これまでの運営の中で改善してきた点を踏まえ、常に効率性を念頭に置いた運営としていきます。

特に、調理室及びテストキッチンの利用促進のために、魅力のある料理教室になるようアイデアを出し合い積極的に実施してまいります。

屋外の維持管理は、元気な高齢者や地元の人達の協力も要請し実施してまいります。

①地元野菜の料理作りとレシピ作成

ア. テストキッチンの活用

- ・機材の取り扱いを支援します。全職員対象に機材取り扱いの研修会を開催し、スキル習得を図ります。
- ・地元野菜を活用した料理を研究し、情報提供を図ります。
- ・維持管理や衛生管理を徹底します。
- ・HACCPの衛生管理の考え方を取り入れ、個人での加工施設を考えている方々の良い見本としての施設提供になるよう努めます。

イ. 調理室における各種料理教室の企画及び開催

- ・プロの料理人に学ぶ講座の実施など魅力的な料理教室を企画します。
- ・味噌作り、豆腐作り、漬物作りなどを取り入れながら、次の世代に残していきたい料理教室を企画します。
- ・市内小学生や中学生、高校生、大学生、一般、高齢者、障がい者の皆さんが気楽にできる料理の企画を取り入れて利用促進を図ります。

ウ. 江北の新鮮野菜を活用したレシピの作成し、SNSを活用した情報発信をしていきます。

②施設の柔軟な活用

ア. 研修室

- ・市民学習参加の発表の場として開放します。(団体サークル活動や地域の高齢者クラブ移動図書コーナーなど)
- ・気楽に取り組める体力づくりとなるような活用を図ります。(ヨガやフィットネスの軽スポーツなど)
- ・地域の集会所の機能を持つ施設として有効利用を図ります。
- ・憩いの場所として、茶話会や趣味で集うサークル活動の提供を柔軟に対応します。

イ. ホール関係

- ・交流イベントや特別な開催物が出来るよう有効活用を図ります。
- ・大型モニターのサイネージに事業の活動状況や予定を放映し、来館者の休憩等の憩いの時間を創ると共に「えみくる」や地域のPRを行います。

ウ. 体育室関係

スポーツ、レクリエーション交流の場や各種イベント等に有効活用します。

- ・利用団体の規模により、活動スペースをネットなどで区切り機能的に活動しやすくより多くのサークルが効率的に利用できるよう調整します。
- ・パークゴルフなど、屋外で活動している利用者のために冬期間の利用が出来るよう体

育室を開放します。

- ・遊具の種類を増やし、多くの方が自由に遊べる場所として開放します。
- ・「えみくる」の自主事業のほか、フリーマーケット、そば打ち検定、講演会や演奏会などの各種イベントを誘致し開催していきます。

エ. 屋外施設関係

- ・野球場や少年野球場、交流広場、木材遊戯施設等は、スポーツ、レクリエーション交流ゾーンとして活用していきます。
- ・屋外のスポーツの利用度を上げるために、快適に活動が出来るよう芝生を定期的に草刈り等を実施し、環境整備します。
- ・冬期間の交流施設として、イベントに利用できるよう、随時除雪を実施し、交流広場への通路を維持管理します。
- ・交流広場においては、夏、秋においてBBQが出来るよう活用すると共に、ピザ窯を利用したピザづくりなどの施設活用を図ります。
- ・敷地外周及び敷地内の既存樹林地は、景観形成、環境保全の観点から他の土地利用を阻害しない範囲で草刈り、防虫などを実施し保存します。

(4)管理業務の評価・改善方策について

① PDCAマネジメントサイクルを活用した継続的な業務の見直し

施設の管理運営において、PDCAマネジメントサイクルを活用して、安定した質の高いサービスの提供を図ります。

P：【計画（プラン）】

- ・各種の事業計画（運営、収支、設備維持管理）を作成します。

D：【実行（ドウ）】

- ・各計画に基づき、施設の管理運営を行うとともに、事業を実施します。

C：【検証（チェック）】

- ・各業務が当初の計画通りに達成されたか検証を行います。
- ・利用者、教室受講者などのアンケートから意見や要望を分析します。
- ・財務状況を毎月分析します。

A：【改善（アクション）】

- ・評価結果に基づき計画の見直しを行います。
- ・食育、農業体験など参加者の評価を踏まえ、事業計画を柔軟に改善していきます。
- ・各種業務の見直しを図り遂行します。

(5) 自主事業について

① 江北ふれあい祭り（冬期）

令和5年度で第15回の開催（コロナ禍で令和2年、3年度中止）となり、冬の江別市内の多くの人達がこの江北地区にきて楽しむイベントとして定着してまいりました。令和6年2月のイベントには集客人員約1,500人を集め、皆さんに楽しんでもらうことができました。この事業には、江北地区協議会の地元の美原、篠津、豊栄、八幡の皆さん人達をはじめ多くの方々が関わっていただき、地元の企業、大学、一般の市民を巻き込んだ地域活性化に貢献できたことは、心から有難く感謝に堪えません。これからも交流事業の核として発展させてまいります。

② サマーフェスティバル（夏期）

夏の「親子でピザづくり体験」と「アマチュアバンドの参加する音楽祭」を中心としたイベント事業として徐々に地域に定着し、令和6年8月の開催では約600人の集客がありました。今後も楽しい企画を用意し、地域活性化に繋がるイベントとして発展させてまいります。

③ 「えみくる杯」

野球場を利用している江別シニア野球協会チームのトーナメント戦の冠試合を創設し、壮年・高齢者の活力増強と健康向上事業を兼ねた活動と成っています。優勝・準優勝チームには江北産の野菜を授与する等PRもでき、今後も継続して実施してまいります。

3 施設の安定運営

(1) 施設の維持管理計画について

① 施設の維持管理、衛生管理の考え方

施設の利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うに当たり最も基本的なことであります。

利用者が施設内で安全に活動できるように、事故などを未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保してまいります。

また、衛生的な環境を確保するためには、日常的に実施する清掃業務が基本と成ります。更には、施設や設備を長期的に安定的に使用するためには、予防保全を基本とした維持管理が必要です。「安全」「清潔」を保ち良好な施設運営を図ります。

そのためには、以下により施設の定期管理業務を充実させてまいります。

ア. 日常業務

（施設関係）

- ・ 開館、閉館時などの環境整備
- ・ 安全確認及び利用者のマナー指導等の館内巡回
- ・ 使用状況や日計表の作成事務
- ・ 利用項目に合わせた準備及び段取りの調整
- ・ 室内の温度管理と空調管理
- ・ その他

イ. 月次業務

- ・ 各室利用者数及び活動種目状況などの統計作成、報告事務
- ・ 翌月分利用予定表の作成事務
- ・ 占有使用申請受付
- ・ 使用料の集計事務
- ・ 来館者の緊急応急対策として、定期的に救急処置及び防犯対策訓練の実施
- ・ その他

ウ. その他の業務

- ・ 予算、決算、執行状況などの把握
- ・ 事業管理運営経費の支払い事務
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 人事管理、衛生安全管理事務
- ・ 各種研修会への参加
- ・ 環境に配慮したエコ商品の積極的使用
- ・ その他

② 修繕計画の考え方

施設の長寿命化を図るためには、適切な維持管理を行うと共に、計画的に補修工事を行うことが不可欠であります。

施設の維持管理を行う中で日常点検を実施して、その結果を分析するとともに修繕の必要性や実施方法、コスト等十分検討し修繕計画を市と連携して策定してまいります。

ア. 修繕業務

施設の各種法定検査及び整備、点検を実施します。また、施設の破損や故障が発生する前に、維持出来るように予防保全対策を図ります。更には、施設の破損や事故が発生した場合には、利用者に危険が及ばないように速やかに応急措置し、被害拡大防止を徹底します。

- ・ 都市と農村の交流拠点施設の修理実施

3万円未満の修繕については、施設管理責任者の判断のもと速やかに修理を行います。

- ・ 市所管部署の修理実施

3万円以上の修繕にあたっては、必要性や実施方法などについて関係者の専門業者の指導を受け、市所管部署に提案、調整します。

(2)職員体制・研修計画について

①施設管理の職員体制

ア. 職員体制（全職員）

（ア）職員は、積極的に江別市民の雇用を行い、地域住民で支える組織及び施設づくりを行います。

（イ）職員の構成は次によるものとします。

- | | | |
|----------|---------------|----------|
| ・センター長 | 1 名 | |
| ・副センター長 | 1 名 | |
| ・業務職員 | 3 名 | |
| ・その他臨時職員 | 1 名（必要において雇用） | ※外部委託も検討 |

③ 研修計画

施設の利用が安心して快適に出来るように、指定管理者の職員として求められる職務能力向上や意識改革向上を図るための各種研修会などを積極的に実施します。

ア. O J T職場内研修

職場内で、計画的に実施します。

イ. 財務研修

法人会計基準をはじめ労働基準法や税務等に関する法令についての研修を実施し実務能力の向上を図ります。

ウ. 救急法の講習会（A E D取り扱い含む）

施設利用者の応急手当、ケガなどの対応力の習得及びA E Dを躊躇なく使用出来るようにします。

エ. 防火管理体制と防災体制の充実

火災発生時の対応に必要な知識習得と防災対策も併せて知識習得を図ります。

オ. テストキッチンの資機材取り扱い研修

テストキッチンの資機材の取り扱い、衛生管理、安全管理の講習会等に参加し知識習得を図ります。

(3)利用者の安全確保の方策について（災害・利用者の事故・利用者トラブル等）

施設利用者への安全確保などについては、次の方策により対応します。また、緊急対策体制及び安全確保のための「災害対応マニュアル」を作成し、職員の意識向上と利用者の安全対策を図ります。

特に、防火体制の徹底を図るためには、常日頃から誰が何をしなければならないかを明確化し、何時緊急事態が発生しても即座に対応できるよう準備しています。また、防火管理者を定め、消防計画を作成し、消火、通報、避難、応急手当などの訓練、消防設備点検などの訓練を実施します。

①安全管理について

ア. 施設内の各種検査、整備点検について法令を遵守し、施設の破損故障などの予防保全を行います。

イ. 事故防止を図るため、万が一にも事故が発生した場合を想定し、常日頃の打合せと対処方法を話し合い、被害を最小限に留めるリスクマネジメント体制強化を図っていきます。

ウ. 施設の利用状況をはじめとし、各種器具や施設の状況を点検するために、毎日3回(午前、午後、夜間)以上の施設巡回を随時実施します。

②災害、事故などの危機対策

ア. 傷病者などの事故発生時の対応

傷病者などの事故発生時には、速やかに応急処置を行うと共に、救急車を要請します。

また、市所管部署に報告を行います。

イ. 災害発生時の対応

災害発生時は、速やかに利用者の避難誘導を行い、関係機関との連絡連携を図ります。

また、災害終息後は、設備点検を直ちに行うとともに、市所管部署に口頭報告し、後日文章にて詳細報告を行います。併せて、江北自衛消防隊との協力体制を密にして、被害軽減に努めます。

ウ. 台風(強風)などの接近時の対応

気象状況を把握し、建物及び設備の点検を行うとともに、施設利用の是非の判断など

関係機関との連携を図りながら適切に対応します。また、台風(強風)通過後は施設点検を行うとともに、市所管部署へ報告を行います。

エ. 大規模災害時は無料提供の自動販売機を設置し、飲料水確保に努めます。

オ. 「江別市避難所マップ」「江別市洪水ハザードマップ」の掲示

施設利用者が、日頃から防災意識の高揚を図るために、施設内のわかりやすい場所に掲示します。

カ. 防災意識向上の取り組み

江別市などが開催する地域防災力向上の取り組みに協力するとともに、江北自衛消防隊(特別隊員として職員登録済み)との協力体制を密にして、江北地域の防災力向上に努めています。特別隊員の登録をして、地域への貢献を図りながら、施設の利用を含め体制強化を図っていきます。

・夏の台風や冬期間の雪害等の協力体制を構築していきます。

・自衛消防隊の特別隊員として、春と秋、歳末の全道火災予防運動期間中には、センター内施設点検はもとより、地域の火災予防広報活動も地域貢献として実施していきます。

・医療品やAED、緊急資機材の整備を市総務部と連携して計画的に確保、備蓄を図っていきます。

キ. 常設用資機材

以下の資材を常設します。

・避難誘導資機材: 懐中電灯、メガホン、ヘルメット、ホイッスルなど

・災害対策用資機材: スコップ、ロープ、台車、ブルーシート、カップなど

・緊急用資機材: 救急箱、担架、AED、毛布、タオル、マスク、給水パック、ゴム手袋、細菌防護服、消毒液などの新型コロナ過対策用資機材など

・緊急時の食糧調達方法など今後検討していきます(江北地域の農家の皆さんの協力要請にもスムーズに対処できるよう顔の見える関係づくりに努めます)

③賠償責任保険などの加入

ア. 施設利用者の場合

・施設所有者(管理者)賠償責任保険などに加入し、施設(付属設備を含む)の欠陥や施設の指導員による指導が起因で、施設利用者の生命や身体を死傷、財物を滅失または破損した場合に円滑な補償をします。

【賠償責任保険(免責なし)】

・身体賠償:1億円、1事故3億円

・財物賠償:1事故1億円

【イベント保険等災害補償保険】

・死亡:200万円、後遺障害:200万円、入院日額2,500円

イ. 職員の場合

業務上の事故が発生し、管理責任がある場合に円滑な補償などを行うために加入します。

・最高額:5,000万円

④ 利用者の苦情などの対応

施設利用者からの苦情には、施設側の気配り欠如に対する感想や意見があります。

課題や問題を見つけ出し、早期にコミュニケーションや適切な対処をすることによって防ぐことができると考えています。

特に、指定管理者側の対応を指摘されることが稀にあります。この苦情の処理にあたっては、発生時の対応を迅速に行い、本人または家族の心情などを組み取るような情報収集等に誠心誠意努めます。

また、職員間で苦情内容を共有し、統一した対応により再発防止を徹底します。

(4)類似施設等の管理運営実績について

平成29年から江別市都市と農村の交流センター「えみくる」の指定管理者として約8年間運営してまいりました。その間、試行錯誤を繰り返しながら農村地域と市街地の住民の交流拠点として、スポーツや研修のための施設提供、地元の食材を使った料理教室、土器づくり、サマーフェスティバルや江北ふれあい祭り等のイベントを開催することで、地域の活性化に寄与できたと自負しております。

また、江別市都市と農村の交流センター「えみくる」に勤務する職員を継続して雇用し、施設運営や来館者に対する接遇については不備なものは修正し、その内容を共有することで、十分なノウハウを蓄積しています。また、地域の交流や人間関係に実績があり、更なる充実強化を図ることが出来るものと考えております。

都市と農村の交流センター「えみくる」の運用に際しては、地域との一体を心掛ける必要がありますことから、江北地区(篠津、美原、八幡、豊栄)の江北地区協議会の皆さんと今後も協力体制を構築すると共に、継続的に「江北まちづくり会」との繋がりを大切にし、顔の見える関係づくりを図ってまいりました。

今後も環境整備、接遇の向上、運用の効率化、そして魅力ある企画を実施しながら施設利用度を向上させるよう運営してまいります。

(5) 第三者委託予定業務について

施設は、地域利用型施設として、利用者に安全で快適に利用していただくため、法定点検をはじめ各種検査などに万全を期してまいります。なお、次の法定点検などに関わる事項については、第三者へ業務委託とします。

①法的に必要な定期点検事項について最小限の範囲で委託します。

ア. 自家用電気工作物法定点検

自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安管理を年12回実施いたします。

イ. 消防設備保守点検

消防法に基づく保守点検を機器点検と総合点検に分けて各々年1回実施します。

ウ. 防火対象物点検

消防法に基づく防火対象物の点検を年1回実施します。

エ. 機械警備

警備業法及び警備業法規則に基づき、警備業務用機械装置による警備を実施します。

また、保守点検につきましては、年12回実施します。

オ. 法令に定められたボイラーの点検を年1回実施します。

カ. 浄化槽点検

浄化槽法に基づき清掃基準及び維持管理業務を年24回（月2回）実施します。

キ. 除雪

えみくる構内の除雪を冬季間（11月～3月）実施します。

ク. 施設管理業務（夜間の管理）

えみくる施設の夜間業務（17：15～21：00 受付、料金徴収、電話対応、点検等）を1年間実施します。

ケ. 木製遊戯施設劣化点検

新設した木製遊戯施設の点検を年1回実施します。

②自主点検については、職員がこまめに実施します。

ア. 施設内監視、巡回、安全管理、温度管理を随時実施します。

イ. 駐車場、外構の巡回、安全管理を随時実施します。

ウ. 消耗品の点検、交換を随時実施します。

エ. 備品の保守、メンテナンス、管理を随時実施します。

オ. 館内及び館外の清掃を随時実施します。

カ. 駐車場及び外構の草刈りについては、周囲の環境に配慮するとともに常に気持ちの良い環境整備を徹底します。

キ. 冬期間については、駐車場の除雪をこまめに実施し、利用者に不便を与えないようにします。

(6) 地域企業の活用策について

施設の安定的な管理運営を実施するために、今後も地域企業の活用を図ってまいります。

① 地域企業からの物品購入や受注機会の拡大に努めます。

事務用品などの購入、施設修繕及び委託業務などにおいては、いずれも市内企業を積極的に活用いたします。なお、施設修繕及び委託業務については、市の指名業者名簿を準用していきます。

④ 地域企業と一体となった事業を展開します。

各事業の開催にあたっては、地域企業の出店や協賛品提供、広告の申し出などの協力を積極的に受け入れ、地域一体となった事業を展開します。

4 施設管理経費の縮減

(1) 収支計画の積算根拠と適正な経費算出について

収支計画の積算にあっては、最小限の利用者負担をお願いし、地域のコミュニティーの場所を尊重した施設として、効果的・効率的な管理運営を実施してまいります。

① 収入計画

ア. 受講料については、活動に際して最低限の講習料として徴収し、参加者に負担とならない料金として実施します。

イ. 自動販売機の設置を図り、事業などの経費に充て利用者サービス向上を図ります。

ウ. その他

② 支出計画

ア. 人件費については、適正な管理運営確保するために必要な職員配置とします。

イ. 賃金単価については、公共施設を管理する団体として、厚生労働省が定める最低賃金を遵守し賃金単価を設定します。

ウ. 委託費については物件費などの価格動向を考慮し、適正価格により積算します。

③ 適正な会計処理

ア. 江別市の会計規則に準じた会計処理及び法人運営会計処理を合わせて適正に遂行します。

イ. センター長を会計責任者に、副センター長を出納員に任命し、施設利用料金、日計表の整合性について確認を行います。

ウ. 現金の取り扱い、安全管理対策のため、2名体制で行い、副センター長を出納員として金庫の管理を行います。

エ. 会計事務所による指導及び相談は、委託契約を締結して行います。また、決算時には「えべつ江北まちづくり会」の監事2名による監査を受けると共に、所管部署に報告します。

(2)管理経費縮減のための創意・工夫について

施設の管理経費のため、以下の対応を実施してまいります。

① 光熱水費

電気料については、節電に努めると共に利用者に対して協力を求めてまいります。
また、水道及び暖房についても併せて節約に協力を求めてまいります。

② 消耗品費

職員一同協力体制を保ち、節約に努めます。

③ 印刷製本費

施設のパンフレットやチラシ、施設内の表示などのデザインは極力職員が行います。

④ 燃料費

市内業者による発注に心がけ、最低金額にて契約を行います。また、室内暖房についても適温を保ってまいります。

⑤ 委託費

極力自前で館内清掃及び屋外清掃などの業務を進めます。しかし、高所及び専門的知識が必要なものは、随時、外部委託も検討してまいります。

5 その他

(1)利用者満足度や要望等の把握・反映と苦情対応について

利用者の満足度を向上させるためには、常日頃より利用者を含め来館者に対する接遇を笑顔で出来るよう努めています。その中で、直ぐに直さなければなら事と時間と経費の伴うものを考え合わせ実践しています。先ずは、声掛けに努めるとともに、朝のミーティングなどで打合せを図りつつ対応してまいります。

① 利用者満足度や要望等の把握・反映

指定管理期間中にアンケート調査等を行ってまいります。調査結果を常に参考にしながら、PDCAサイクルにより、「市民の声を生かした施設運営」「市民の声を生かした施設運営」となるよう努めています。併せて、職員の接客の意識向上と共有のため、朝のミーティングなどを通して打ち合わせを行っていきます。

② 苦情対応

苦情対応につきましては、お客様の声ボックスを設け、常に風通しの良い環境整備とします。また、質問や疑問などの回答を文章で掲示する等、誠意をもって公表していきます。

(2)地域における雇用創出や地域活性化の貢献について

地域における雇用創出の取り組みとして

① 職員雇用

市内シルバー人材センターや地元住民など必要に応じて選択し雇用を図ってまいります。また、元気の良い高齢者や低所得者、障がいのある方など雇用範囲を拡大し、適材適所に合う職員を柔軟に雇用してまいります。

・ 時間や仕事の内容などを考え合わせ、状況に応じた体制を構築します。

②地域活性化の取り組み

江別の都市と農村交流をテーマに、江北地区を含めた地域活性化の一役を果たすために、地域活性化と地産地消の課題を考え実践的な事業として構築してまいります。

ア. 施設の管理運営

江別市、江別商工会議所、江別青年会議所、江別観光協会、企業、食品メーカー、飲食店協会などの多種多様な関係者と連携・協働により活動を進めます。

イ. 情報発信を通じた事業展開

ホームページやSNS等を通して、取り組みや活動内容を発信しPRを図ります。

ウ. 積極的な事業展開

既存及び新規事業を積極的に取り入れるとともに、共同体制を構築し地域一体となった事業展開を図り、江別市の経済活動に寄与してまいります。

エ. 自主事業

江北ふれあい祭りやサマーフェスティバルなどの付加価値事業に取り組むことで地域の活性化と地域生産物等のPRを図ります。

(3)環境への配慮について

江別市が取り組んでおります環境マネジメントシステムを採用し環境へ配慮します。

① 事務処理関係

- ・文章の印刷には、再生紙の活用と極力両面印刷とします。
- ・インク使用につきましては、再生インクを利用します。
- ・パソコンの使用後は、電源を必ずオフにして対応します。
- ・事務処理後、休憩時などは、室内消灯します。

② 貸し出し施設

- ・テストキッチンや調理室は、使用していないときの消灯はもちろん、エアコン等の電気をオフにして管理します。また、季節によるカビ発生等の恐れのある時は随時使用を実施します。
- ・体育室や研修室などは、節電をこまめに実施します。

(4)地域との協働や連携に関する計画について

都市と農村の交流拠点施設を起点としたネットワークづくりが徐々にではありますが構築されてきています。

① 江北地区協議会との意思疎通について

- ・地域の交通機関として地域の高齢者や障がい者などが買い物や通院に利用できるデマンド型交通の確保や地域から要望のあった学童保育を実現したことで、地域の信頼を得ており、今後も地域に貢献できるよう努めてまいります。
- ・イベントや自治会活動において、都度意識の共有化を図り、依頼や支援等、協働して行動してまいります。

② 各市内事業者との協力体制について

江北ふれあい祭り等のイベントを通して、多くの事業者から寄付や寄贈を得るなど徐々に市内の企業とNPO法人えべつ江北まちづく会との信頼関係構築ができてきて

いると感じます。今後もより一層関係を強化してまいります。

③ 行政との協力体制

所管経済部は基より、デマンド型交通の運用による企画部、生涯学習の教育部、学童保育などを通して健康福祉部などとの信頼関係構築に努めてまいりました。また、イベント等を通し、石狩振興局との信頼関係も構築できたことでことから今後も協力してまいります。

④ 市民協働の協力体制

江別協働ネットワーク「あい」を通した民間組織団体や公民館運営の公社、スポーツ運営団体の江別スポーツ財団などとの交流も積極的に実施してまいります。

⑤ その他

以上の各団体及び江別市民と8年間の指定管理者運営期間に、信頼関係を構築してまいりました。誠実かつ確実に実績を積み重ねてきたことで、少しでも認められたものと自負しております。

今後においても、焦ることなく実績を積み重ねていき、地道に進むことで成果が出ると確信しています。

(5)社会的貢献活動に関する計画について

この社会貢献活動につきましても、多くの組織や人脈を得て、活動を地道に進めることが肝要と思います。交通安全啓発や環境美化活動、子供の安全確保、募金活動を実施してまいりましたが、もっと具体的に実践的な取り組みを通して社会貢献に繋げてまいります。

具体的・実戦的には

- ・付随する保育園との協力体制がスムーズに行くよう調整してまいります。
- ・江北地区協議会との協力体制の更なる協力体制を構築してまいります。
- ・江北自衛消防隊の特別隊員として、火災予防広報及び火災予防啓発ののぼり掲示をしてまいります。
- ・江北自衛消防隊の特別隊員として、区域内火災時の出動や強風時や台風、冬期間の雪害時の一時避難所の開設など地区住民が安心、安全の施設として拠り所のある施設運営に努めてまいります。
- ・江別警察署と協力して、毎日、交通安全のぼりの掲示や防犯カメラ映像の提供、安全に関する相談など、災害時はもとより平素から顔の見える関係を構築してまいります。
- ・周囲の環境整備につきましては、地域住民の協力（美原地区）及び保育園、北光小学校と共に地域美化運動（花いっぱい運動）の取り組みを積極的に実施してまいります。
- ・周囲の草刈りとごみ拾いも併せて実施してまいります。
- ・震災や台風等による被災した地域への募金活動支援をしてまいります。
- ・地域の子供達育成事業として、学童保育施設を令和3年から開設しており「えみくる」を利用した料理教室やスポーツ、バーベキューなどに協力し、元気な子供たちの育成に貢献してまいります。

(6)幅広い世代の意見を取り込む工夫がなされているか

利用者が実際に利用し感じることは、「えみくる職員」目線だけでは気づかないものもあることから、以下の施策により幅広く意見を収集し、施設の改善、効率化を図ってまいります。

- ① 意見箱の設置による意見・要望の収集
- ② 料理教室終了後のアンケート収集
- ③ SNS（ホームページ、Facebook）のコメント欄の活用
- ④ イベント終了後の支援者、出演者から意見収集
- ⑤ 江北地区協議会や自治会からの意見収集
- ⑥ GoogleMaps（館内ビュー）のコメント欄の活用
- ⑦ 来館者（利用者、見学者）へ積極的に声をかけ、感想や要望の収集
- ⑧ えべつ江北まちづくり会の社員からの意見・要望の収集
- ⑨ イベントの企画を子供たちに事前に実践してもらうことで、その内容を具体化

事業計画書

(令和7年度～10年度)

管 理 業 務	内 容 ・ 方 針	実施方法(時期・回数)
施設の運営及び維持管理に関すること	・館内監視、巡回、安全管理、温度管理 ・駐車場、外構の巡視、安全管理 ・備品の保守、メンテナンス、管理 ・消耗品費の点検、交換、補充 ・館内清掃(体育室及び研修室等ワックス掛け) ・館内の清掃 ・館外の清掃 ・駐車場及び外構、グランド、白樺林等の草刈り ・駐車場の除雪(市と同条件にて実施) ・玄関、非常口などの除雪 ・自家用電気工作物法定点検 ・消防設備法定総合点検、機能点検 ・防火対象物点検 ・機械警備 ・ボイラー点検 ・暖房燃料の残量管理 ・ホームページ及びフェイスブックの更新作業 ・館内情報発信モニター(サイレージ)更新 ・研修室及びテストキッチン、体育室の許可などの業務に関する業務	随時(朝・昼・夜) 随時 随時 随時 基本的に年1回実施 毎日 随時 5月～10月 11月～3月 積雪時随時 年12回実施 年1回実施 年1回実施 年12回実施 年1回実施 随時 随時 随時 随時
施設の使用許可等に関すること 職員の研修及び訓練に関すること	・利用料金の徴収、減免等に関する業務 ・利用者の統計記録に関する業務 ・職場内研修 【財務研修】 【お客様対応研修】 【外構機材取り扱い研修】 【テストキッチンの資機材研修】 【防火・防災に関する訓練】	随時 月次(毎月末) 随時 随時 随時 随時 随時 年2回実施
施設の利用促進及び事業に関すること	・座学研修会 【加工品の衛生管理と営業許可について】 【HACCP:ハサップ】 【食品表示及び栄養成分表示】 【生産物責任賠償保険:PL保険】 ・救急法講習会(AED) ・ピザ窯活用事業(市経済部連携) ・学童保育食育事業 ・市内大学及び近隣大学の食育事業 (酪農学園大学及び札幌教育大学など) - 田植え及び草刈り、稲刈り体験など ・料理教室を通して、地産地消の普及に努める事業 【味噌作り、豆腐作り、鯨漬、漬物講習会】 【男性の食育事業の推進事業(ハンバーグ等)】 【小麦の普及事業の推進事業(パン作り等)】 【季節の食育事業(十五夜や冬至、ひな祭り等)】	年3回実施 随時 随時 随時 随時 随時 年数回 年数回 年2回実施で調整 年数回 年数回 年数回 年数回 年数回

指定管理期間中の特定年度に別の管理業務が発生する等、必要な場合は年度を分けて作成してください。

事業計画書

(令和7年度～10年度)

管 理 業 務	内 容 ・ 方 針	実施方法(時期・回数)
施設の利用促進及び事業に関すること	・60歳以上の及び一般を対象に「健康はつらつ教室」	年数回
	・ストレッチ教室やヨガ教室を含め食育も交えて実施	年数回
	・江別にピザ文化を構築するために、地元レンガを活用したピザ窯の活用	随時
	・江別の特産品である焼物(レンガや器など)を活用した事業として、土器野焼き体験型事業の取り組みを実施	年1回実施
	・駐車場及び外構、グラウンド、白樺林などの草刈り	随時
	・令和5年設置された木製遊具を活用し子供達の遊び場や憩いの場としての活用	4月～12月(積雪時除く)
	・夏のイベント事業 親子でピザ作り体験とアマチュアバンドの音楽祭を中心とした地域活性化対策及び地産地消PR事業	年1回7月または8月実施
	サマーフェスティバル 第17・18・19・20回の江北ふれあい祭り	年1回2月
	地域の活性化対策及び地産地消PR事業	随時
	・野球場、体育室、ホール等の活用	随時
	・雑誌やGoogleMaps等を利用した広報活動の拡	随時

指定管理期間中の特定年度に別の管理業務が発生する等、必要な場合は年度を分けて作成してください。

収 支 計 画 書 (令和 7年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費 目	内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	① 6次産業化の取り組み ② 小・中・高・大・一般食育事業 ③ 高齢者食育事業 ④ 健康向上教室 ⑤ 江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑥ 歴史と文化交流事業 ⑦ 屋外施設活用事業	
収入計(A)	2,000	
出	給料手当 センター長 119×12か月 1,428 副センター長 168×12ヶ月 2,016 職員2名 161×12ヶ月×2 3,864 短時間労働職員2名 1,066 地域協力者謝礼金 100 (8,474)	
事業費	講師謝礼 260 原材料 1,450 その他 120 (1,830)	
事務管理費	(需用費) 消耗品費 1,000 燃料費 1,700 修繕費 300 光熱水費 3,300 (6,300) (役務費) 損害保険料 320 通信運搬費 420 (740) (委託費) 業務委託費 ・機械警備、消防設備、夜間受付、調理 室清掃等 3,900 (3,900) (使用料及び賃借料) 賃借料 600 支払手数料 440 通勤手当 300 法定福利費 1,400 (社保・労保・雇用・労災) 租税公課 1,200 福利厚生費 90 (4,030)	
その他	活動謝礼 40 雑費 138 (178)	
支出計(B)	25,452	
指定管理料予定額(C) (B)-(A)	23,452	
税抜き価格 (C)の110分の100に相当する金額	21,320	

※指定管理者に指定される期間に応じて、年度ごとに作成すること。

※費目内訳等が多く書式に収まらない場合は、様式5を総括表としたうえで別途内訳を添付すること。

※自主事業費に関しては、次項の別紙に記載すること。

※指定管理料予定額(C)には消費税及び地方消費税が係る場合は、税額を含んだ額を記入すること。

※仕様書に記載の基準指定管理料は、目安となる金額ですので、参考にしてください。

(令和 7年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費 目		内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	①江北ふれあい祭り	(自主事業名や事業内容を記載すること) 寄付・加工品販売・野菜販売など 500	
	②サマー フェスティバル	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 120	
	④雑収入	B B Q 50	
	収入計(D)	870	
支 出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 500	
	②サマー フェスティバル	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 120	
	④雑収入	炭代・消耗品費 50	
	支出計(E)	870	
自主事業収益 (D)-(E)		0	

収 支 計 画 書 (令和 8年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費 目	内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	① 6次産業化の取り組み ② 小・中・高・大・一般食育事業 ③ 高齢者食育事業 ④ 健康向上教室 ⑤ 江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑥ 歴史と文化交流事業 ⑦ 屋外施設活用事業	
収入計(A)	2,000	
出	給料手当 センター長 119×12か月 1,428 副センター長 170×12ヶ月 2,040 職員2名 163×12ヶ月 3,912 短時間労働職員2名 1,092 地域協力者謝礼金 100 (8,572)	
事業費	講師謝礼 260 原材料 1,450 その他 120 (1,830)	
事務管理費	(需用費) 消耗品費 1,000 燃料費 1,700 修繕費 260 光熱水費 3,300 (6,260) (役務費) 損害保険料 320 通信運搬費 420 (740) (委託費) 業務委託費 ・機械警備、消防設備、夜間受付、調理 室清掃等 3,900 (3,900) (使用料及び賃借料) 賃借料 600 支払手数料 440 通勤手当 300 法定福利費 1,400 (社保・労保・雇用・労災) 租税公課 1,200 福利厚生費 90 (4,030)	
その他	活動謝礼 20 雑費 100 (120)	
支出計(B)	25,452	
指定管理料予定額(C) (B)-(A)	23,452	
税抜き価格 (C)の110分の100に相当する金額	21,320	

※指定管理者に指定される期間に応じて、年度ごとに作成すること。

※費目内訳等が多く書式に収まらない場合は、様式5を総括表としたうえで別途内訳を添付すること。

※自主事業費に関しては、次項の別紙に記載すること。

※指定管理料予定額(C)には消費税及び地方消費税が係る場合は、税額を含んだ額を記入すること。

※仕様書に記載の基準指定管理料は、目安となる金額ですので、参考にしてください。

(令和 8年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費 目		内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	①江北ふれあい祭り	(自主事業名や事業内容を記載すること) 寄付・加工品販売・野菜販売など 500	
	②サマー フェスティバル	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 120	
	④雑収入	B B Q 50	
	収入計(D)	870	
支 出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 500	
	②サマー フェスティバル	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 120	
	④雑収入	炭代・消耗品費 50	
	支出計(E)	870	
自主事業収益 (D)-(E)		0	

収 支 計 画 書 (令和 9年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費 目	内 訳 (金 額)	摘 要
収 入		
受講料	①6次産業化の取り組み ②小・中・高・大・一般食育事業 ③高齢者食育事業 ④健康向上教室 ⑤江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑥歴史と文化交流事業 ⑦屋外施設活用事業	
収入計(A)	2,000	
出 費		
人 件 費	給料手当 センター長 121×12か月 1,452 副センター長 173×12ヶ月 2,076 職員2名 166×12ヶ月×2 3,984 短時間労働職員2名 1,109 地域協力者謝礼金 100 (8,721)	
事 業 費	講師謝礼 260 原材料 1,450 その他 120 (1,830)	
事 務 費	(需用費) 消耗品費 950 燃料費 1,700 修繕費 161 光熱水費 3,300 (6,111) (役務費) 損害保険料 320 通信運搬費 420 (740) (委託費) 業務委託費 ・機械警備、消防設備、夜間受付、調理 室清掃等 3,900 (3,900) (使用料及び賃借料) 賃借料 600 支払手数料 440 通勤手当 300 法定福利費 1,400 (社保・労保・雇用・労災) 租税公課 1,200 福利厚生費 90 (4,030)	
そ の 他	活動謝礼 20 雑費 100 (120)	
支出計(B)	25,452	
指定管理料予定額(C) (B)-(A)	23,452	
税抜き価格 (C)の110分の100に相当する金額	21,320	

※指定管理者に指定される期間に応じて、年度ごとに作成すること。

※費目内訳等が多く書式に収まらない場合は、様式5を総括表としたうえで別途内訳を添付すること。

※自主事業費に関しては、次項の別紙に記載すること。

※指定管理料予定額(C)には消費税及び地方消費税が係る場合は、税額を含んだ額を記入すること。

※仕様書に記載の基準指定管理料は、目安となる金額ですので、参考にしてください。

(令和 9年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費 目	内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	(自主事業名や事業内容を記載すること) ①江北ふれあい祭り 寄付・加工品販売・野菜販売など 500	
	②サマー フェスティバル 加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機 飲料水販売 120	
	④雑収入 B B Q 50	
	収入計(D) 870	
支 出	①江北ふれあい祭り 印刷・看板代・原材料・雑費 500	
	②サマー フェスティバル 印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機 行政財産使用料など 120	
	④雑収入 炭代・消耗品費 50	
	支出計(E) 870	
自主事業収益 (D)-(E)		0

収 支 計 画 書 (令和 10年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費 目	内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	①6次産業化の取り組み ②小・中・高・大・一般食育事業 ③高齢者食育事業 ④健康向上教室 ⑤江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑥歴史と文化交流事業 ⑦屋外施設活用事業	
収入計(A)	2,000	
出	給料手当 センター長 121×12か月 1,452 副センター長 175×12ヶ月 2,100 職員2名 168×12ヶ月×2 4,032 短時間労働職員2名 1,126 地域協力者謝礼金 100 (8,810)	
事業費	講師謝礼 260 原材料 1,450 その他 120 (1,830)	
事務管理費	(需用費) 消耗品費 922 燃料費 1,700 修繕費 100 光熱水費 3,300 (6,022) (役務費) 損害保険料 320 通信運搬費 420 (740) (委託費) 業務委託費 ・機械警備、消防設備、夜間受付、調理 室清掃等 3,900 (3,900) (使用料及び賃借料) 賃借料 600 支払手数料 440 通勤手当 300 法定福利費 1,400 (社保・劳保・雇用・労災) 租税公課 1,200 福利厚生費 90 (4,030)	
その他	活動謝礼 20 雑費 100 (120)	
支出計(B)	25,452	
指定管理料予定額(C) (B)-(A)	23,452	
税抜き価格 (C)の110分の100に相当する金額	21,320	

※指定管理者に指定される期間に応じて、年度ごとに作成すること。
 ※費目内訳等が多く書式に収まらない場合は、様式5を総括表としたうえで別途内訳を添付すること。
 ※自主事業費に関しては、次項の別紙に記載すること。
 ※指定管理料予定額(C)には消費税及び地方消費税に係る場合は、税額を含んだ額を記入すること。
 ※仕様書に記載の基準指定管理料は、目安となる金額ですので、参考にしてください。

(令和 10年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費 目		内 訳 (金 額)	摘 要
収 入	①江北ふれあい祭り	(自主事業名や事業内容を記載すること) 寄付・加工品販売・野菜販売など 500	
	②サマー フェスティバル	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 120	
	④雑収入	B B Q 50	
	収入計(D)	870	
支 出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 500	
	②サマー フェスティバル	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 120	
	④雑収入	炭代・消耗品費 50	
	支出計(E)	870	
自主事業収益 (D)-(E)		0	